

蓄電池制御によるDRオプション 特約

「蓄電池制御によるDRオプション」（以下、「本オプション」といいます。）特約（以下、「本特約」といいます。）は、株式会社UPDATER（以下、「当社」といいます。）が提供する本オプションに関する取扱いを定めたものです。

第1条（本オプションの内容）

1. 本オプションは、電力の安定供給を目的として、本特約に基づき、当社がお客さま設備を遠隔制御するものです。
2. 当社は、電気の需給ひっ迫状況、日本卸電力取引所等の電力価格、容量市場等の発動指令およびお客さまの光熱費等を考慮して、当社のホームページ等で別途定める機器（以下、「制御機器」といいます。）に対し、制御機器の製造者等（以下、「各メーカー等」といいます。）を通じ、充電、放電、および待機運転等の制御を行います。なお、本オプションの制御対象日および時間は当社が任意で設定するものとし、お客さまからの要望を受け付けることはできません。

第2条（適用期間）

本特約に基づく契約（以下、「本オプション契約」といいます。）の期間（以下、「適用期間」といいます。）は、当社がお客さまの申込みを承諾した日から、当社がお客さまとの本オプション契約を解除または終了した日（以下、「解除日等」といいます。）までとします。

第3条（定義）

当社の電気需給約款〔個人低圧〕に定義される用語は、本特約においても同様の意味で使用します。

第4条（適用条件）

1. 本オプション契約へ申し込む場合、次の各号に定める条件を満たしたお客さまが、あらかじめ本特約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の手続きに従って、本特約への同意表明を行うものとします。

（1）本特約の全てに同意の上、同意表明フォームより申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと

（2）対象の電気料金プランに係る当社との需給契約およびメールアドレスを登録していること

（3）対象の電気料金プランが適用されているお客さまであること

<対象の電気料金プラン>

エポスプラン・みんなのプラン・プレミアム 100 プラン・アーティスト電力プラン・エポスプラン(旧料金)・スタンダードプラン

※みんなのプラン・エポスプラン(旧料金)・スタンダードプランは新規お申込みを終了しております。

- (4) 対象の電気料金プランが適用されている需要場所が関東エリアで、その需要場所に当社指定の様式で制御機器を設置していること
 - (5) 対象の電気料金プランが適用されている需要場所に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること
 - (6) 遠隔制御にあたり、各メーカー等が提供するサービス（メーカーのネットワークサービス等）への登録が必要な場合は、当該サービスに加入していること
 - (7) 遠隔制御に必要な環境が整っていること。機器を制御できない状態になった際は速やかに制御可能な状態に復旧すること。
 - (8) 制御機器の当社による遠隔制御に伴い増加する光熱費を負担すること
 - (9) 対象の電気料金プランが適用されている需要場所に本オプション契約が存在しないこと
 - (10) 制御機器を改造、あるいは第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供さないこと
 - (11) 対象の電気料金プランが適用されている需要場所に太陽光発電システムが設置されていて、かつ固価格買取制度（FIT）による買取期間中でない場合、太陽光発電の余剰電力について当社との電力買取受給契約があること
2. 当社は、お客さまが前項各号の全ての条件を満たした場合に、本オプション契約を締結します。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときには、本オプション契約を締結することがあります。

第5条（申込みの不承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本オプションの申込みを承諾しないことがあります。またその理由についてお客さまからの請求がある場合を除き、一切開示しないものとします。

- (1) 申込み内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあったとき
- (2) 本オプションを含む当社が提供するサービスに関する契約が解除され、もしくはこれらのサービスの提供が停止されたとき、またはそのおそれがあるとき
- (3) 本オプションを含む当社が提供するサービスに関する債務の履行が滞ったとき、またはそのおそれがあるとき
- (4) 本オプションの申込みを行う者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みが成年被後見人によって行われず、または法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき
- (5) 日本国外からの申込みであるとき
- (6) 第4条第1項各号の条件を満たしていないとき
- (7) お客さままたは制御機器が対象の電気料金プランが適用されている需要場所から移転した場合
- (8) 第16条の定めに従って違反するとき、またはそのおそれがあるとき
- (9) 当社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと、当社が判断したとき
- (10) その他当社が適当でないと判断するとき

第6条（本オプションの中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本オプションを中断することができるものとします。

(1) 本オプションにかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等の点検、保守作業その他工事等を行うとき

(2) 本オプションにかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等が事故により停止したとき

(3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本オプションの運営ができなくなったとき

(4) その他、当社が本オプションの提供を中断することが必要であると判断したとき

2. 当社は、前項により本オプションを中断する場合には、あらかじめその旨をお客さまに通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7条（当社が行う契約解除）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、お客さまに事前に通知することなく、直ちに本オプション契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 本オプション契約成立後に、第5条各号に該当する事由が判明したとき

(2) お客さまが、第9条第1項各号に規定する禁止行為を行ったとき

(3) お客さまが、当社の問い合わせ窓口等に長時間の電話を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、当社の業務に支障をきたしたとき

(4) お客さまが本規約に違反したとき

2. 前項による本オプション契約の全部または一部の解除は、当社のお客さまに対する損害の賠償請求を妨げないものとし、当社は、前項に基づき当社が行った解除によりお客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。

第8条（本オプション契約の終了）

1. お客さまが本オプション契約の終了を希望する場合、当社まで申し出るものとします。また、当社との電気需給契約が解約または終了となった場合、本オプション契約は終了します。

2. お客さまより前項の終了の申込みをされた場合であっても、当社が終了の手続きを完了し、本オプション契約が終了するまでの間（終了の申込みから2ヶ月程度ですが、事情によっては延びるおそれがあります。）は、機器が遠隔制御されます。なお、やむを得ない事情により速やかな遠隔制御の停止および本オプション契約の終了をご希望のお客さまは当社まで申し出るものとします。

第9条（禁止事項）

1. お客さまは、本オプションに関して次の行為を行ってはならないものとします。

(1) 本オプションに営業目的で申し込む行為

(2) 当社、本オプションの他のお客さままたはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為

(3) 差別もしくは誹謗中傷し、または信用を毀損する行為

(4) 本オプション、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為

(5) 他のお客さまになりすまして本オプションを利用する行為

(6) 法令もしくは公序良俗に違反し、または他のお客さまもしくは第三者に不利益を与

える行為

- (7) 犯罪行為に関連する行為
- (8) 前各号に定める行為を助長する行為
- (9) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、何人に対しても、前項に定めるお客さまの行為が行われないよう監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

第 10 条（本オプションの提供の終了）

- 1. 当社は、本オプションの全部または一部の提供を終了することができます。
- 2. 当社は、前項に基づき本オプションの提供を終了する場合は、本オプションを終了する日の前日までに、メールその他当社が定める方法でお客さまに通知および当社ホームページ等に掲示するものとします。

第 11 条（特典内容）

当社は、対価として月額100円（税込み）の特典を、電気料金の割引という形で付与します。また、当社は、お客さまに事前に通知することなく、特典の内容を新設、変更、終了することができるものとします。

第 12 条（第三者への委託）

当社は、お客さまの承諾なく本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第 13 条（個人情報等の取扱い）

- 1. お客さまは、各メーカー等が所有している制御機器および制御実績の情報を含むお客さまの個人情報を、制御の実施と制御実績確認のために、各メーカー等が当社に第三者提供することに同意するものとします。
- 2. お客さまは、本オプションに関連して収集した前項の個人情報を含むお客さまの個人情報（以下、「個人情報等」といいます。）を、当社が別途公表する当社の個人情報の取り扱い（<https://www.updater.co.jp/privacy-policy/?p=pi>）に従って取り扱うことに同意するものとします。
- 3. お客さまは、各メーカー等が制御機器の所有確認および疎通確認をするために、各メーカー等が保有する個人情報と当社が保有する個人情報等を突合することに同意するものとします。

第 14 条（免責）

- 1. 当社は、本オプションがお客さまの特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性および有用性を有すること、お客さまによる本オプションの利用がお客さまに適用のある法令に適合すること、ならびに不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 2. 当社は、当社による本オプションの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、本

規約の変更について、当社に故意または重過失がある場合を除き、お客さまが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

3. 当社は、故意または重過失による場合を除き、本オプションにかかるお客さまの情報の削除、毀損または消失、本オプションの利用による機器の遠隔制御による電気料金の増加・売電収入の減少、機器の故障もしくは損傷、機器の故障による本オプションの中断・遅滞・中止・データの消失、通信費の増加、データ不正アクセスにより発生した損害・不利益、その他本オプションに関してお客さまが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

4. 本オプションにかかるセキュリティリスクに関して、当社は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化しているため、瑕疵が完全でないことを保証するものではありません。

5. 当社がお客さまや第三者の受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失による場合を除き、逸失利益および特別損害を除く通常かつ現実の損害に限るものとします（二次的損害、発電できないことによる金銭的損害等に対しては賠償責任を負いません。）。

6. 当社は、本規約に定めるほか、対象設備に関する不具合や不備等について契約不適合責任その他に一切の責任を負いません。

7. 当社は対象設備に関する製品保証・保証延長は行いません。

8. 当社はお客さまが電気需給契約を変更したこと（他社の契約から当社との電気受給契約に変更した場合を含む。）に伴う不利益（光熱費の増減、以前の他社の契約に再申込できないこと等）について一切の責任を負いません。

9. 本オプションにかかる電気の需給調整の結果について、当社は一切の責任を負いません。

10. 当社は本オプションにより国や自治体の補助金の交付条件となる他社の制御が実施されないことについて一切の責任を負いません。

第 15 条（損害賠償請求等）

本オプションに関連して、お客さまが第三者もしくは当社に対して損害を与えた場合、またはお客さまと第三者との間で紛争が生じた場合、当該お客さまは、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとします。

第 16 条（反社会勢力の排除）

1. お客さまは、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ本オプション契約の契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。

2. お客さまは、本オプションに関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、お客さまが前二項の表明および保証に違反した場合、または、本オプション契約の履行が反社会的勢力の活動を助長もしくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本オプション契約の全部または一部を解除できるものとします。

4. 前項の規定に基づき当社が本オプション契約の全部または一部を解除した場合、当社、本オプション契約の全部または一部を解除したこと起因してお客さまに損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償または補償することを要しないものとします。

第 17 条（本規約の変更）

当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の施行期日以後の本サービス内容は、変更後の本規約によります。また、当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期までに、変更後の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせします。

第 18 条（譲渡禁止）

1. お客さまは、当社の書面による事前の承諾なく、本規約から生ずる当社に対する権利および義務ならびに本オプション契約の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。

2. 当社は、本オプションにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、本オプション契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびにお客さまが当社に届けた情報および履歴情報、その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客さまは、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、会社法上の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 19 条（連絡および通知）

本オプションに関する問い合わせその他お客さまから当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社からお客さまに対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第 20 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 21 条（協議解決の原則および管轄裁判所）

1. 本オプションに関連してお客さまと当社との間で問題が生じた場合には、両者間で誠意をもって協議するものとします。

2. 前項に基づく協議をしても解決できず、訴訟の必要性が生じた場合、東京地方裁判所を

第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 23 条（注意事項）

お客さまは、次の注意事項を認識し、遵守するものとします。

（1）本オプションの申込み後、当社からのお知らせの配信停止設定を行った場合、本オプションに係るメールが届かなくなる可能性があります。本オプションに係るメールのみの配信停止はできません。

（2）蓄電池の補助金を活用された場合、お客さまがデマンドレスポンスへ参加することが条件として定められている場合があります。この場合、本オプション契約の終了の申込みをする場合、あるいは電気需給契約の解約または終了に伴い本オプション契約が終了する場合、活用された補助金で定められた条件に反して本オプション契約を終了することにより、補助金の返還が発生する場合があります。

（3）本オプション契約の終了の申込みをした後、一定期間内に同一内容による再度の申込みをされた場合には、本オプション契約の終了の申込みを撤回したものとみなします。

（4）本オプションの契約に必要な制御機器の取得および維持にかかる費用、本オプションおよびお問い合わせ等にかかる通信料等はお客さまのご負担となります。

（5）本オプション適用期間中または終了後に、同様または類似のオプションを行う場合があります。

（6）対象の電気料金プランが適用されている需要場所に設置されたスマートメーターから送られる 30 分値の使用量を使用する可能性もあるため、スマートメーター未設置、システム障害、通信障害などにより、使用量データが欠損していた場合は本オプションの特典付と対象外となる可能性があります。

（7）本オプション契約期間中に同一の需要場所において、対象の電気料金プランから別の対象の料金プランに変更をした場合、本オプション契約は継続しているものとします。

（8）1つの I' m UPDATER 会員 ID に本オプションの対象の電気料金プランに係る需給契約が複数登録されており、かつ、当社指定の機器をそれぞれの需給契約に設置している場合、対象の電気料金プランに係る需給契約ごとに申込みが可能です。

（9）対象の電気料金プランが適用されている需要場所に 2 つの制御機器があっても、制御できる機器は 1 台となります。

（10）本オプション契約期間中に対象の電気料金プランに係る需給契約の契約上の地位の移転が行われたときは、当該需給契約については、契約上の地位を移転したお客さまの本オプション契約の終了の申込みがなされたものとします（契約上の地位の移転から本オプション契約が終了するまでには 2 ヶ月程度を要するため、本オプションに係るメールの配信が行き違いとなる場合や遠隔制御が 2 ヶ月程度継続されます（事情によっては延びるおそれがあります）。）。なお、やむを得ない事情により速やかな遠隔制御の停止および本オプション契約の終了をご希望のお客さまは当社まで申し出るものとします。また、需給契約が移転され

たお客さまに本オプション契約を移転させることはできません。本オプションの適用には、需給契約が移転されたお客さまご自身で申込みをすることが必要です。

（11）蓄電池の補助金を活用された場合、法定耐用年数の期間中に機器の取り外しを行うことは原則不可となります。そのため、第8条の定めにかかわらず、本オプションを終了させることができません。期間中に機器の取り外しを行う場合、事前に補助事業の窓口で報告のうえ、承認を受ける必要があります。またその際に補助金の返還が発生する場合があります。なお、蓄電池の法定耐用年数は6年です。

（12）その他、当社が実施事項を定めて提示した場合、その実施事項に従うこと

以上

2025 年 6 月 2 日 制定
株式会社UPDATER